

## 随意契約理由書

件名	豊中市立庄内さくら学園非常用発電機設備設置工事
契約の相手方	株式会社九電工 関西支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、豊中市立庄内さくら学園において、停電災害時においても72時間避難所の安定した運営を確保するため、非常用発電機を設置し、既設受電設備の改造を行うものです。</p> <p>本工事には停電災害時の商用電源と非常用電源の切替えを行うための既設受電設備の改造工事が含まれており、当該設備の設計・施工者以外のものに施工させた場合、当該設備の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることから、当該設備を含めた施設新築工事に従事し、現場の状況に精通した株式会社九電工 関西支店と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	